



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	技術の倫理への問い：実践から理論的基盤の探求へ〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	金光, 秀和
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	乙第6994号
Issue Date	2016-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62462
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Hidekazu_Kanemitsu_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 金 光 秀 和

学位論文題名

技術の倫理への問いー実践から倫理的基盤の探究へー

本論文は既存の技術の倫理の主要なアプローチの概要をまとめてそれぞれの問題点を指摘した上で、技術的媒介に基づく技術哲学という方法論の有効性と、それに基づく「技術の倫理」の可能性を示唆したものである。つまり「技術者の倫理綱領」に基づくアプローチ(第2章)では公衆に対する責任が空虚なものとなる可能性があり、「公衆に対する責任」アプローチ(第3章)では実行可能性の点で問題がある。さらに「行為者中心のアプローチ」(第4章)では技術倫理の問題が技術者個人の問題に還元されて技術のあり方について十分に問題にされることがない。こういった問題点を踏まえた上で、本論文ではフェルベークによる「技術的媒介」に基づくアプローチには、設計という行為の道徳性について問題にすることができるという有効性があることが示される。

本論文の第1章「技術者倫理 (engineering ethics) の歴史的概観」では、技術者倫理の歴史的背景の概観を通して、専門職倫理としての技術者倫理の特徴が述べられている。技術者倫理のルーツはアメリカにあるが、アメリカの技術者倫理は技術者の社会的地位の確立と密接に関わりながら発展してきたものであり、専門職としての技術者の責任を強調している。しかしフランスやドイツなどでは、技術そのものについての哲学的考察に基づいて技術者倫理を論じようとする動向が存在する。本章では技術の倫理の問題を適切に考察するためには、アメリカ型の「専門職倫理としての技術者倫理」のみならず、「技術哲学に基づく技術倫理 (ethics of technology)」を考察対象とする必要があることが論じられている。

第2章「専門職としての技術業と倫理綱領ー専門職倫理としての技術者倫理の内実ー」では、第1章で述べられた「専門職倫理としての技術者倫理」の内実を明確にするために、技術者の専門職としてのあり方が考察され、専門職としての技術者の自律にとって、倫理綱領が大きな役割を果たしていることが論じられる。特に M.デイベス (Michael Davis) による「専門家間の契約」という見方に依拠しながら、倫理綱領が技術者の自律の基盤になっていると述べられている。さらに、倫理綱領には、公衆の安全への配慮が明記されている必要があることが明らかにされる。こうして、専門職倫理としての技術者倫理の根拠を考察する場合には、技術者がどのようにすれば公衆に対する責任を果たしうるかについての考察が不可欠であることが示される。

第3章「技術者倫理と公衆に対する責任ー専門職倫理としての技術者倫理の課題ー」では、専門職倫理としての技術者倫理にとって鍵となる概念である、「公衆に対する責任」という概念が考察される。この概念が内在的価値をもつかどうかを考えるためには、この概念について理論的に検討すると同時に、その実行可能性を検討する必要がある。本章では、「公衆に対する責任」という概念に対して技術者の側からなされる批判について検討され、その上で技術者と公衆の協働が必要であることが論じられている。さらに本章では学協会による主導の必要性や、技術者・公衆それぞれへの教育の必要性という具体的課題が提示される。

第4章「設計としての倫理ー技術者倫理の方法論の検討ー」では、技術者倫理で用いられる主要な方法論の一つである「行為者中心のアプローチ」についての検討がなされている。この方法論は行為者としての技術者個人に注目するという点では重要なアプローチではあるが、さまざまな問題点も包含している。特にこの章では、C.ウィットベック (Caroline Whitbeck) によるこのアプローチの展開や、彼女が言う倫理問題と設計問題とのアナロジーについて検討され、その有効性と限界について考察されている。本章ではウィットベックの理論には、倫理問題を技術者個人の行為の問題に矮小化する危険があることが指摘され、技術のおかれた社会的文脈や、設計という行為の倫理的側面を考察しなければならないとされる。

第5章「技術的媒介と技術の倫理学—技術をめぐる新たな倫理的考察—」は、本論文の中心部分であり、ここでは近年の技術哲学について検討されている。設計の倫理的側面を体系的に分析するためには、技術の目的やそれを達成する過程、さらにその技術の機能に関する規範的側面の考察が必要である。その考察のために、本章では P.-P.フェルベーク (Peter-Paul Verbeek) による「技術的媒介」(technological mediation) という概念が検討される。フェルベークはこの概念によって技術が新たな行為の形や、経験の仕方を創造していることを示し、それによって設計者としての技術者に特殊な責任があることを示している。すなわち設計者は人間の経験や行為を媒介する人工物を設計することによって、不可避免的に道徳的決定や道徳的实践の形成に関わっており、設計とは本質的に道徳的活動であると彼は述べている。本章では、このようなフェルベークの技術哲学的な考察を技術の倫理への問いに適用する可能性とその具体的方法について検討され、新たな技術の倫理学の可能性について論じられている。

終章「「技術の倫理への問い」の進展に向けて—今後の展望—」では、現状での「技術の倫理への問い」の課題について考察され、その考察を今後さらに進展させるための方向性が提示されている。ウィットベックに代表される現状の技術者倫理では、技術者の内面だけに限る技術者倫理に陥る危険性があり、技術のあり方や特質に関する理論的考察が十分になされていないことが指摘される。その上で技術の営みを言語化・明示化する記述的な探求が必要であることが述べられ、さらに超越論的探求が必要だと述べられている。